



くらしと憲法



「憲法記念春のつどい2019」報告

「安保法制下の自衛隊

～踏み越える専守防衛～」

半田 滋さん(東京新聞論説兼編集委員)

2019年5月24日(金)18時30分から、ハートピア京都にて、「憲法記念春のつどい2019」を開催しました。

小笠原伸児さん(自由法曹団京都支部幹事長)の開会あいさつ、半田滋さん(東京新聞論説兼編集委員)の講演、福山和人さん(弁護士)の地方自治体の自衛隊への個人情報提供に関する特別報告、上田勝美さん(京都憲法会議代表幹事)の閉会あいさつが行われました。約100名の参加者がありました。

本号では、半田滋さんの講演「安保法制下の自衛隊～踏み越える専守防衛～」の要旨を紹介します。以下の通りです。

2018年12月28日に「防衛計画の大綱」(以下「大綱」)・「中期防衛力整備計画」が閣議決定され、この4月から適用されています。これで大綱は6回目となりますが、この2018年大綱ではじめて「国益」という言葉が登場しました。前回の2013年大綱では「統合機動防衛力」がかけられ、米軍との連携が強調されました。その後2015年には安保関連法が制定され、この2018年大綱では「多角的統合防衛力」がスローガンとされていますが、これは事実上の専守防衛の放棄と強力な日米一体化を意味し、また、2018年

大綱は、2016年の安保関連法の施行を受け、軍事への傾斜を強めるためのものといえます。この大綱のなかで、「宇宙、サイバー、電磁波といった新たな分野での競争優位を確立」するということが述べられていますが、これは、甘い「あんパン」を装った「激辛カレーパン」といえるように思います。その中味は、専守防衛から逸脱する、空母、事実上の長距離戦略爆撃機、事実上の大陸間弾ミサイルの保有で、これらはすべてこれまでは持ってはいけないとされていたものです。さらに、イージス・アショアの導入も目玉となっていますが、必要性・健康被害の不安・日ロ交渉への影響など多くの問題をもつものです。また、2018年大綱・中期防衛力整備計画と同時にF35戦闘機を大量購入する閣議了解もされましたが、F15戦闘機の退役時期が決まっていなかったり、戦闘機の価格も米政府が一方的に決めるものであったり、米政府のいいなりといえます。2018年大綱は、自民党国防部会の「大綱提言」を丸飲みしたものであり、護衛艦「いずも」の「空母化」は自衛隊の要望ではなかったという異例のもので、「政治主導」による安全保障政策の先鋭化といえ、対米従属であ

No. 100

くらしと憲法
2019年
9月11日発行

今号で100号です。100号発行を記念する記事は次号以降に掲載させていただきます。



るといえますが、背景には安保法制があります。

施行後3年経過したこの安保法制にもとづき命じられた自衛隊の活動には、①南スーダンPKOにおける「駆け付け警護」「宿営地の共同防衛」、②北朝鮮対策としての米軍防護などがあります。この①については、当時の稲田防衛相はジェバを視察しましたが、7時間しか滞在せず、かつ、戦闘がされている地域を避けて視察したのみで現地は「比較的、落ち着いている」として、「駆け付け警護」の任務を付与しました。しかし、これは、国連の見解とは異なるものであり、また、2017年3月に南スーダンPKO派遣部隊に突然撤退命令が出されるといふ驚くべきこともありました。②については、米艦艇・米航空機の防護、米艦艇への洋上補給などが2017年からはじまりましたが、それが公表されたのは、1年以上も後の2018年1月の施政方針演説であり、「特定秘



密」であるためか詳細は公表されていません。また、安保関連法によれば、米軍防護のための武器使用は、自衛官の判断で行うことができるので、政治家の判断ではなく、自衛官の判断で集団的自衛権の行使に踏み切ることができることとなります（ちなみに、アメリカ合衆国では、集団的自衛権の行使は、大統領と国防長官しか命じられません）。なお、安保法制が根拠とは言い切れませんが、南シナ海において自衛隊が、潜水艦「くろしお」も含め、初の単独訓練（対潜

水艦戦訓練）を行っています。米中の「新たな冷戦」の始まりとも指摘される状況の中で、南シナ海での米国による中国潜水艦の監視活動に、海上自衛隊が加わる可能性があることを示したものです。

2018年10月3日には、第4次アーミテージ・レポートが出されました。これまでも、アーミテージ・レポートは、日本政府や霞が関官僚にとっては、政策立案のバイブルとされてきたものですが、その中で、日米統合部隊の創設、自衛隊が国内基準（憲法9条など）の縛りを受けることなく米軍の一部として相応の軍事的役割を担うこと、自衛隊基地も民間施設もより自由に軍事使用できるようにすることなどを要求しています。これは自衛隊を米軍の手下とし、日本列島全体が便利な基地になることを要求するものといえます。このようななかで、安倍政権下で、時代遅れのもの、安全性に疑問のあるものも含めて、米国製の武器の爆買いがなされています。一方では、防衛大学校からの退校・任官拒否や自衛隊からの早期退職者は多くなる傾向もみられます。

自衛隊を憲法に明記しようとする安倍首相のねらいは、違憲との批判が強い安保関連法を改定された憲法によって合憲とし、次の段階では自衛隊を「軍隊」つまり制限のないフルスペックの集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏み切ることにあるのではないのでしょうか。また、憲法に自衛隊が書き込まれると、自衛隊の権限が圧倒的に強化され、自衛隊には、集団的自衛権行使など事実上の軍隊としての活動の拡大、隊員数を確保するための徴兵制の採用、予算の増額、今でさえあやしい文民統制の後



退、米軍との共同行動の増大といった変化が現れることが予想されます。

これに抗するためには、わたしたちもなまじの覚悟ではだめで、一緒にかんばるしかありません。

会場からの質問への回答のなかでは、中国は日本を敵としていると言えるわけではないのに、日本はアメリカに気に入られようとして、のぞんで軍拡をしていること、自衛隊に入

隊しても資格試験の勉強のための時間もとれず、資格はそれほどとれないこと、文民たる政治家が制服組がびっくりするようなことを決めており、シビリアン・コントロールが万能というわけではないこと、選挙で政治を変える必要があることなどが述べられました（なお、講師の半田滋さんの著書『安民法制下で進む! 先制攻撃できる自衛隊』（2019年、あけび書房）もご参照ください）。



憲法講座・憲法会議拡大常任幹事会 (9月1日・東京) に参加しました

9月1日に東京にて、憲法講座と憲法会議の拡大常任幹事会が開催されました。その概要を報告します。

憲法講座は、「安倍9条改憲阻止、生かそう憲法 くらしに政治に」をテーマに開催され、会場は追加の席が用意されるなど、230名の参加者で成功しました。

まず、日本共産党の山下芳生副委員長・参院議員が国会情勢を報告し、「参院選で改憲勢力に3分の2をとらせなかった意義は大きい」と強調。単独で改憲発議できず、野党を引っ張り込んで発議することも困難な状況に追い込んだと指摘しました。

臨時国会で野党は、憲法審査会で自民政改憲案の議論をさせない一点で共同してたたかうとともに、総選挙でとどめを刺すために政権構想の協議を呼びかけていることを紹介し、「“本気で政治を変える”という構えを示すことが必要です。9条改憲を阻止し、憲法を生かす政治を実現させよう」と訴えました。

講演は、渡辺治・一橋大学名誉教授によって、「参院選後の新たな情勢と改憲阻止の展望」と題して行われました。参院選の結果は、①改憲勢力3分の2を覆し改憲策動の加速化を防いだが、安倍首相に改憲を断念させる大幅な3分の2割れはつくれず、決選先延ばし、対峙は新局面へ、②安倍自民党・与党勢

力の多数を覆して安倍政治を変える一步を踏み出すまでに至らず、③それにもかかわらず、32の1人区での野党共闘の成立と善戦で、どうすれば安倍政治を変えられるかの方向性が見えた、という3つのポイントで確認されるとのことでした。

その後、参院選の結果について議席数、得票率を県別に分析し、野党共闘が勝利した1人区については、各選挙区の取り組み・活動がいかに勝利に導いたかが明らかにされました。

安倍改憲の新局面と運動の課題では、安倍首相は改憲をあきらめていないので、当面、憲法審査会での審議入りをめざして、野党の分断を目指しており、臨時国会が焦点であること、有志連合参加問題、辺野古基地建設、イージスアショア配備など実質改憲が加速化していることが指摘されました。

安倍改憲を阻み、安倍政治の転換を目指す運動の課題としては、①草の根からの運動を強化する、②実質改憲に反対し、阻止する闘いをする、③安倍政治を代え、軍事大国化、新自由主義政治を転換するためには、国民に安倍政治に代わる選択肢、その構想と担い手を提起できるかにあると訴えられました。

質疑応答では、日韓問題をどうとらえるのか、れいわ、維新についての質問も出され、

得票の都道府県別の分析、特に東京と大阪の結果の背景などにも論及され、参加者は講演、質疑とも大いに感銘するものとなりました。

午後からは会場を変え、憲法会議の拡大常任幹事会が開催されました。12の地方の憲法会議、10の中央団体が参加し、京都を含めた13名の発言がありました。

高橋信一事務局長による方針は以下の通りです。この秋、安倍9条改憲を許さず、安倍内閣退陣をめざし、憲法を暮らしに生かす取り組みを推進するものとして、①改憲派の3分の2を崩した成果を多くの国民の確信に、3000万人署名を推進する、②大軍拡、実質改憲、改憲への暴走、悪政を進める安倍政権へのたたかいを強める、③総選挙で勝利し、安倍政権を退陣に追い込み、野党連合政権を展望する、④市民の共同、市民と野党の共闘によるたたかいを強める、⑤憲法会議独自のたたかいとして、憲法講座・憲法カフェ等の憲法学習を推進するなどです。憲法会議の組織的強化と体制

に関しては、都道府県・地方憲法会議の強化と改憲阻止の先頭に立つ憲法会議にふさわしい組織の拡大・強化が提起されました。

討論のなかでは、1人区で勝利した新潟や埼玉の活動が紹介されるとともに、会員の高齢化や後継者不足で活動休止になっている県の状況も明らかにされました。草の根からの運動を強化するために各地の憲法会議の役割が重要だという認識のもと、今年3月の総会で組織強化のための委員会が設置されており、今回、その中間報告もなされました。

憲法講座と拡大常任幹事会に参加して思ったことは、渡辺治教授が指摘されたように、秋の臨時国会から来年の通常国会が改憲発議を許すか、許さないかの正念場であり、安倍改憲を阻止し、安倍政治を変えるための国民運動が求められているということです。

(事務局長 木藤伸一郎)



2019年度

京都憲法会議総会のお知らせ

- 日 時：2019年9月27日（金）19：00～
- 会 場：ハートピア京都
（市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車
5番出口、連絡通路連結）TEL: 075-222-1777
- 議 題：2018年度活動総括、2019年度活動方針、
役員、財政（決算・予算）



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(_ _)m

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
 FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

